

令和3年12月3日

保護者様

島原市立第四小学校
校長 大槻 浩二

冬季の防寒具の着用，及び体育学習時の服装について（お知らせ）

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、冬季の防寒着や体育学習時の服装について、登下校時の安全面や風邪に負けない体をつくる健康面、室内外での適切な服装、安全に休み時間を過ごすなどを目的として下記のとおり児童に指導します。

保護者の皆様におかれましては、この取組みにつきまして、ご理解のうえ、適切な服装の準備にご協力をお願いいたします。

なお、個人的に病院等の受診により、配慮すべき点がありましたら、担任までご相談ください。

記

1 防寒具について

- ベンチコートや厚手のダウンジャケット等、動きにくいものや丈が長いものは、学習の妨げになるので室内では着ない。
※厳寒期で、上着がなければ暖まらないと判断した場合（室温10℃以下をめやす）は、例外として着用する場合があります。
- 毛糸の帽子、手袋、ネックウォーマー等の防寒具は、登下校時のみ着用する。休み時間や授業中は着用せずに過ごす。
※耳あては、周りの音が聞こえなくなる場合があるので使用しません。
※マフラーは、事故につながりやすいので使用しません。
- 携帯用カイロは、使用しない。
※健康上、どうしても必要な場合は、連絡帳にて担任までご連絡ください。学校では周囲には出さないように指導します。ご家庭でも、同じ指導の上、持たせてください。

2 指導していただきたいこと

- 上着を脱いでも過ごせる服装で登校させる。
 - ・肌着を着る。
 - ・衣服の調節ができる重ね着をする。
 - ・天気予報等で、気温等の確認をして登校すること。
- 体育の時に着用できる、トレーナーやジャージなどを用意させてください。

*** 体育学習時の服装については、裏面をご覧ください。**

冬季の体育学習時の服装について

○ 基本の服装

① 上：半袖の肌着と体操服

※長袖の肌着は、途中で脱ぐことができないので、体育時や体力づくり期間中（ランラ
ンタイム等）は不向きです。寒い時には、下記の防寒着を着用させます。

② 下：クォーターパンツ

③ 赤白帽（あごひもを付ける。ゴムが伸びた場合は交換をお願いします。）

○ 防寒着

・ 寒いときは、体操服の上にトレーナー、ピステ

（頭からかぶるジャージ）を着用してもよいもの

とします。トレーナー等は、けがや事故を防止
するためにフードがついてないものとします。



・ クォーターパンツの上に長ズボン（ジャージ）を着用してもよいものとします。

※上記のもの（トレーナー、長ズボン）については、体操服袋に入れてもってきて、体育
学習のために準備したものを着用し、朝から学校に着て来たものとは区別します。

※手袋、マフラー、ネックウォーマー、レッグウォーマーは着用しません。ただし、

手袋については、体育の学習内容や特別な事情（手荒れやしもやけがひどい等）がある
場合で保護者から担任に連絡があった場合に認める。

※体育学習の時は、スパッツやレギンス、タイツ、トレンカ等は着用しません。